

【資料】 国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」 2014年4月14日判決（3・完）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「バージニアG号事件」（パナマ／ギニアビサウ）国際海洋法裁判所判決

判決

- I. 序
- II. 両当事国の申立
- III. 背景となる事実
- IV. 管轄権
- V. 受理可能性
- VI. 受理可能性に対する抗弁 (以上、本誌54巻1号)
- VII. 海洋法条約56条、58条及び73条1項
- VIII. 海洋法条約73条2項、3項及び4項 (以上、本誌54巻2号)
- IX. 海洋法条約のその他の関連規定及びSUA条約
- X. 反訴
- XI. 賠償
- XII. 裁判費用
- XIII. 主文

Hoffman次長並びにMarotta Rangel、Chandrasekhara Rao、Kateka、Gao及び
Bouguetaia各裁判官の共同反対意見 (以上、本号)

IX. 海洋法条約のその他の関連規定及びSUA条約

329. パナマは、その最終申立において、当裁判所に対し、ギニアビサウが特に海洋法条約110条、224条、225条及び300条の諸原則に違反したことを宣言し、判示し及び命じることを、要請した。また、パナマは、当裁判所に対し、ギニアビサウがバージニアG号に乗船し及びこれを拿捕した際に過剰な実力を行使し

海洋法条約及び国際法に違反したこと、並びに、ギニアビサウが海洋航行不法行為防止条約(1988年)(以下「SUA条約」とする。)と海上における人命の安全及び衝突防止に関する基本原則に違反したこと、を宣言するよう要請した。

330. 他方、ギニアビサウは、その最終申立において、当裁判所に対し、海洋法条約の上述のいずれの規定にもまたSUA条約と海上における人命の安全及び衝突防止に関する基本原則にも違反していないと判示するよう、要請した。

331. このように両当事国の見解が異なることから、当裁判所は、ギニアビサウがバージニアG号、その乗組員及びその積載物に対して行った行動が、海洋法条約の上述の規定、SUA条約、あるいは海上における人命の安全及び衝突防止に関する基本原則に違反したかどうかを判断するために、パナマのこれらの請求のそれぞれについて順にとり上げることにする。

(1) 海洋法条約110条及び224条

332. まず、海洋法条約110条及び224条に目を向けよう。これらの規定は、次のように定める。

「第110条 臨検の権利 (Right of visit)

1 条約上の権限に基づいて行われる干渉行為によるものを除くほか、公海において第95条及び第96条の規定に基づいて完全な免除を与えられている船舶以外の外国船舶に遭遇した軍艦が当該外国船舶を臨検すること (boarding)¹⁴⁾ は、次のいずれかのことを疑うに足りる十分な根拠がない

14) 訳者注: 「臨検」の語についてであるが、110条は見出しに“visit”の語を用いつつ、本文では“board”の語を用いた(1項、3項)。仏文テキストは前者に“visite”、後者に“arraisonner”の語で、つまり英語に対応する用語を同様に用いている。他方、73条1項は“boarding”を用いていて(仏語は“arraisonnement”)、公定訳は「乗船」である。110条の「臨検 (visit, board)」と73条1項の「乗船 (boarding)」の違いは、条文通りに読むなら、110条は公海上で軍艦等が5の犯罪行為に関して行う(本判決344項参照)、一定の要件を満たした適法な行動であるのに対し、73条1項は排他的経済水域において沿岸国が主権的権利を行使するに当たってとる必要な執行措置の1つで

限り、正当と認められない。

- (a) 当該外国船舶が海賊行為を行っていること。
- (b) 当該外国船舶が奴隷取引に従事していること。
- (c) 当該外国船舶が許可を得ていない放送を行っており、かつ、当該軍艦の旗国が前条の規定に基づく管轄権を有すること。
- (d) 当該外国船舶が国籍を有していないこと。
- (e) 当該外国船舶が、他の国の旗を掲げているか又は当該外国船舶の旗を示すことを拒否したが、実際には当該軍艦と同一の国籍を有すること。

2 軍艦は、1に規定する場合において、当該外国船舶がその旗を掲げる権利を確認することができる。このため、当該軍艦は、疑いがある当該外国船舶に対し士官の指揮の下にボートを派遣することができる。文書を検閲した後もなお疑いがあるときは、軍艦は、その船舶内において更に検査を行うことができるが、その検査は、できる限り慎重に行わなければならない。

3 疑いに根拠がないことが証明され、かつ、臨検を受けた外国船舶が疑いを正当とするいかなる行為も行っていなかった場合には、当該外国船舶は、被った損失又は損害に対する補償を受ける。

あり、法的には両者は一応異なる。しかし、船舶に乗り込むというだけの単なる事実行為についていう場合は、一定の要件が満たされ適法な行為である「臨検」の語を用いるのは不適切であろう。

ところで、本件事件においてパナマが違法であると主張するギニアビサウの“boarding”（判決49項のパナマ申立10項ほか）は、73条違反の文脈なら「乗船」、110条違反の文脈なら「臨検」と訳すことになる。しかし、110条の文脈でもパナマが主張するように違法であるならそれは「臨検」とはいえないし、そもそも裁判所が認定したように（後述344項以下）、110条は本件事件とは関係がないから、「臨検」の語を用いるのは適切でない。また、判決文においては、ギニアビサウ当局がバージニアG号に乗り込んだという事実行為を指すものとしてこの語を用いている例も少なくない。

以上を考慮して、本翻訳では、“visit” “board” “boarding” の語は、110条の規定に言及している場合のみ「臨検」の語を用い、これ以外の場合は、事実行為を指す場合を含め、「乗船」の訳語を当てた。

4 1から3までの規定は、軍用航空機について準用する。

5 1から3までの規定は、政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできるその他の船舶又は航空機で正当な権限を有するものについても準用する。」

「第224条 執行の権限の行使

この部の規定に基づく外国船舶に対する執行の権限は、公務員又は軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されることのできる船舶若しくは航空機で当該権限を与えられているものによってのみ行使することができる。」

333. パナマは、海洋法条約224条に言及して、「この規定は、海洋法条約の特定の節に属しているけれども、外国船舶に対するすべての執行措置に適用しうるような原則を抽出するために用いることができる」、という。そして、パナマは、ギニアビサウは「当該船舶に近接し乗船した時及び乗船している間に、国際法規則（特に海洋法条約上の規則）を尊重しなかった」、と主張する。

334. パナマによると、「ギニアビサウの公務員は海洋法条約に従った臨検の権利 (right of visit) を行使してはいない」、なぜなら、「彼らは遠くから監視を行い、事前の警告なく突然に当該船舶に乗船してきたからである」、という。

335. この点についてパナマが指摘するところによると、「Blanco Guerrero船長と乗組員が証言しているように、バージニアG号は、身分証の表示のない者らによって告知なく乗船された」、「バージニアG号は、パナマ国旗を掲げていることは視認できたし、同船の船橋の前面にペンキで書かれたIMO番号と船首と船尾に示された船名から容易に識別できたにも関わらず、そのような行動がとられた」、という。

336. パナマは、「こういった状況において、ギニアビサウは、海洋法条約が規定する諸原則に係る同国の義務に、つまり110条及び224条並びに一般国際法に基づく（ただしこれらに限らない）義務に、違反した」、と主張した。

337. これに対し、ギニアビサウは、「海洋法条約の224条にも110条にも違反していない、なぜなら、同船を拿捕したのは制服を着た公務員であり、この拿

捕はEEZでの活動を監視する沿岸国の権利に従って行ったものであるからである」、という。

338. ギニアビサウが指摘するところによると、本件事件において異なる3機関の公務員が執行活動に加わった。すなわち、海洋漁業検査官、航海要員（水先人とその同僚）及び保安部隊（軍隊要員、海軍歩兵）である、という。

339. ギニアビサウは、「執行活動の際に執行権限を行使することは海洋法条約（224条）において明文で認められており、執行機関は、自身が適当と考える実力（force）を当該執行活動の危険に均衡する限度で行使する権利を、当然に有する」、と主張した。

340. さて、当裁判所の見るところ、パナマが主張しているのは、ギニアビサウが海洋法条約の特定の部に適用される110条と224条に違反したということではなく、ギニアビサウがこれらの規定から抽出される原則に違反した、ということである。つまり、パナマの主張は、外国船舶に対して執行しうるのは、公務員または軍艦その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶で当該権限を与えられているものによってのみであって、船舶の臨検はできる限り慎重に行わなければならない（110条2項）、ということである。したがって、問題は、これら2条文は、沿岸国が、自国の排他的経済水域において生物資源を探査し、開発し、保存し及び管理する主権の権利を行使して海洋法条約73条1項に従って執行活動を行うに当たり遵守すべき原則を定めているのかどうか、である。

341. 当裁判所は、サイガ号事件（第2）において、執行活動を行う際の実力行使の問題を詳しく取り扱って、執行活動に適用される義務の問題について検討を行った。サイガ号事件（第2）の判決のうち関連のある部分は、ギニアビサウによる過剰な実力行使の問題を扱う後述359項と360項において、引用している。

342. 当裁判所としては、一般国際法が、すべての国が執行活動（海洋法条約73条1項に基づき行われる執行活動を含む。）の際に遵守しなければならない明確な義務を設けていることを、繰り返し述べておきたい。これらの義務とは、特に、執行活動を行いうるのは識別されることのできる正当な権限を有する沿岸

国公務員によってのみであること、及び執行活動を行う船舶は政府の公務に使用されていることが明らかに表示されていなければならないこと、である。この点について、当裁判所は、後に説明するような理由で、一般国際法上のこれらの義務が海洋法条約110条と224条に組み込まれているからといって、73条1項に基づき行われる執行活動に適用されるような原則をこれら2条文が定めているということにはならない、と考える。

343. この点に関連していうと、海洋法条約224条が関係しているのは、海洋環境の保護と保全に関する第12部に基づき外国船舶に対し沿岸国が行使する執行権限である。当裁判所の見解では、この規定は、上述のように一般国際法上のいくつかの義務を反映しているけれども、条約73条1項に基づき沿岸国が行使する執行活動に適用される原則を定めているということとはできない。

344. 海洋法条約110条についていうと、この110条は、58条2項の定めるところに従い、第5部の規定に反しない限り、排他的経済水域に適用される。110条は、条約95条と96条の規定に基づいて完全な免除を与えられている船舶以外の外国船舶に遭遇した軍艦に対し、当該外国船舶に対し士官の指揮の下にボートを派遣しその船舶内において更に検査を行う権限を、与えている。その検査は、できるだけ慎重に行わなければならない(110条2項)。ただし、その臨検と検査を行うことができるのは、当該船舶が110条1項が明記する5つの行為のいずれかを行った疑いがある場合のみである。その5つの行為のいずれも、排他的経済水域内での漁業法令の違反と関係がない。

345. 当裁判所の見解では、海洋法条約110条が、海洋法条約に基づき排他的経済水域において執行活動を行いうるのは軍艦のみであるとする原則を定めている、と解することはできない。条約は、上述の国際法の一般原則に従い、自国法においていずれの機関が73条1項に従い執行活動を行う責任を有するののかの判断を、沿岸国に委ねている。

346. この点について、ギニアビサウでは、違反行為を確認する権限は、法律第6-A/2000号に基づき、漁業について責任を有する政府部局の監督の下で行動する執行機関に割り当てられている。法律第6-A/2000号の41条と42条によると、

これらの機関は、特に次の権限を有する。

[裁判所書記局による翻訳]

「①ギニアビサウの海域で発見された漁船に対し、安全な方法で当該漁船に乗船するために、操船の中止を命じること、②漁船（海上にあるか港内にあるかを問わない。）に乗船すること、③漁船に対し、漁獲許可書、操業日誌又は当該船舶若しくは船内で発見された漁獲物に関するその他の書類を提示するよう命じること」、

及び、

「当該執行機関がこの法律及び規則の違反が行われたと信じる十分な理由があるときは、当該機関は、予防のために、当該船舶を船内の漁具又は漁獲物と共に拿捕し、及び当該違反行為を行うため使用された疑いのあるすべての設備を差し押さえることができる。」

347. 海洋法条約110条2項についていうと、この規定は船舶内における検査はできる限り慎重に行わなければならないと定めるが、当裁判所は、この110条は排他的経済水域に適用されるような原則を定めてはいない、と考える。この点について、条約56条2項は特別法であり、沿岸国は排他的経済水域において自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり「他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払う」ことを義務づけている。この義務は、沿岸国の権限ある機関は条約73条1項に基づき自国の権限（外国漁船に対する乗船と検査を含む。）を行使するに当たりできる限り慎重に行わなければならない、という意味で解釈しなければならない。

348. したがって、当裁判所は、海洋法条約の110条も224条も、沿岸国が73条1項に基づき行う執行活動には適用されない、と判断する。したがってまた、当裁判所は、ギニアビサウは条約110条と224条の原則に違反してはいない、と結論づける。なぜなら、これらの規定は、それ自体では、条約73条1項に基づく執行活動に適用されるいかなる原則も定めていないからである。

349. と同時に、上述したように、海洋法条約56条2項は、沿岸国に対し、排他的経済水域において自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、

他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うこと及びできる限り慎重に行うこと、を義務づけていることを指摘しておく。このことは、ギニアビサウがバージニアG号に乗船し及びこれを拿捕した際に過剰な実力行使をしたかどうかの問題を扱う次の項で、取り上げる。

(2) 過剰な実力行使の主張

350. パナマは、「ギニアビサウは、実力行使は避けるべきでありこれが避けられないときは合理的かつ必要な実力を越えてはならない、という原則に違反した」こと、及び、「実力行使つまり強制措置は、嫌疑のある船舶とその乗組員が抵抗をせずまた実力行使をしていないときは、正当化されない」、と主張する。

351. この点について、パナマは次のようにいう。

「本件において乗船と検査の際に用いられた実力行使と威圧は、正当化されず合理的な範囲を大きく逸脱する。FISCAP担当官は、自身を識別するものを示すことなく乗船し、強制的で慎重さに欠け威圧的な方法で武器を見せて行動し、乗組員の抵抗がないにも関わらず、銃を突き付けて乗組員を閉じ込めた。」

352. パナマは、「船長は銃を突き付けられて書類に署名をさせられ」、また、「バージニアG号の船主に直ちに連絡をすることが許されず、そのため船長は迅速な支援を得られず船主に対する完全な責務を果たすことができなかった」、と指摘する。

353. そして、パナマは、「担当官がバージニアG号に乗船した際に行った強制的で威圧的な方法は、抑留期間が長引いたことにより、船内の乗組員のストレスに満ちた不安な状態を悪化させた」、と述べた。

354. これに対し、ギニアビサウは、「乗組員に対して何ら暴力も威圧も行われてはおらず、EEZで行われた違反を抑圧する権限の適法な行使は、違反を構成しない」、という。

355. ギニアビサウは、「すべての検査官は正規の服装をしFISCAP担当官として明示的に識別されていたし、海軍歩兵は軍服を着ていた」、と指摘する。
356. ギニアビサウは、また、「過剰な実力行使はなされていない、なぜなら、当該担当官は船舶を拿捕しビサウ港に行くよう命じただけであり、この航海において危険はなかった。この状況を過剰な実力行使とみなすのは、馬鹿げている」、という。
357. ギニアビサウは、「船長は、それ[関連のある文書]に署名するよう義務づけられていなかったし、いずれにせよ、自身の所見を自由に記述することができた」、と述べる。
358. 最後に、ギニアビサウは、乗組員の通信機器の使用が禁止されたとする問題について、「禁止されたのは、乗船のあった海域での執行に係る情報の漏洩を避けるために乗船活動が行われた時だけであり、「乗船活動が終わったらすぐに船舶の通信の使用は許可され、船長は望むように通信を行うことが許され、船長が述べたように、船長は実際に自由にファックスと電子メールを送信した」、と述べた。
359. さて、当裁判所は、サイガ号事件（第2）判決において実力の行使の問題を扱った。この事件において、当裁判所は次のように述べた。

「155. ……海洋法条約は船舶の拿捕の際の実力の行使について明文規定を持たないが、国際法（海洋法条約293条により適用可能）は、実力の行使はできるだけ避けなくてはならず、実力行使が避けられないときは当該状況において合理的かつ必要な限度を超えてはならないこと、を要請している。人道の考慮は海洋法において適用されるが、このことは国際法の他の分野と同様である。

156. これらの原則は、長年にわたり、海上での法執行活動に適用されてきた。海上で停船させるために用いられる通常の実践は、まず、国際的に認められている信号を用いて、停船のための聴覚的信号または視覚的信号を発する。これで停船しないときは、様々な措置がとられる。例えば、船首の前方を横切るように発砲する。適当な措置で失敗したときに限り、

最後の手段として追跡船は実力を行使することができる。その場合でも、当該船舶に対し適当な警告が発せられなくてはならず、人命に危険がないよう確保するためすべての努力がなされなくてはならない(アイムアローン号事件(カナダ/米国、1935年)、*UNRIAA*, Vol. 3, p. 1609; レッドクルセーダー号事件(国際審査委員会、デンマーク-英国、1962年)、*ILR*, Vol. 35, p. 485)。海上での船舶拿捕における実力の行使に関する基本原則は、国連公海漁業実施協定で確認されている。この協定の22条1項(f)は、次のように規定する。

『1. 検査国は、正当に権限を与えた自国の検査官が次のことを行うことを確保する。

……

(f) 実力(force)の行使を避けること。ただし、検査官がその任務の遂行を妨害される場合において、その安全を確保するために必要なときは、この限りでない。この場合において、実力の行使は、検査官の安全を確保するために及び状況により合理的に必要とされる限度を超えてはならない。』

(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at pp. 61 and 62, paras. 155 and 156)

360. このように、海上での執行活動の際の実力行使は、一般的には禁止されていない。しかし、当裁判所がサイガ号事件(第2)判決で述べたように、「実力の行使はできるだけ避けなくてはならず、実力行使が避けられないときは当該状況において合理的かつ必要な限度を超えてはならない」(サイガ号事件(第2)、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at pp. 61 and 62, para. 155)。

361. 両当事者が提出した情報は相異なるけれども、FISCAP検査官が使用したボートは明示的に表示されており、バージニアG号に乗船した検査官は自身はFISCAP担当官であることを識別するような服装をしており、そして海軍歩兵は

軍服を着ていた。乗船に当たっては、実力の行使は、当該状況において合理的に必要な限度を超えておらず、抑留の当初の段階以降は、船長は船主との連絡は妨げられていなかった。

362. 当裁判所の見解では、両当事者が裁判所に提出した情報からは、バージニアG号とその乗組員に対して過剰な実力が行使されたとはいえない。当裁判所は、サイガ号事件（第2）判決で当裁判所が示した基準は満たされておらず、したがって、ギニアビサウは、バージニアG号に乗船し同船がビサウ港に向けて航行した際に身体的な被害または人命に危険を与えるような過剰な実力を行使してはいなかった、と認定する。

(3) 海洋法条約225条及びSUA条約

363. 第三に、海洋法条約225条とSUA条約の問題に目を向けよう。

364. 海洋法条約225条は、執行の権限の行使に当たり悪影響を回避する義務に関する規定であり、次のように定める。

「いずれの国も、外国船舶に対する執行の権限をこの条約に基づいて行使するに当たっては、航行の安全を損ない、その他船舶に危険をもたらし、船舶を安全でない港若しくはびよう地に航行させ又は海洋環境を不当な危険にさらしてはならない。」

365. パナマは、「FISCAP担当官は、当該船舶をかなり危険な状況でビサウ港に航行するよう船長に厳しく命令した」、という。パナマによると、特に、「夜間で降雨のため視界がほぼゼロのような状況 [での航行]」であり、「[船長は]、バージニアG号の近くにいる船舶に警告信号を送信するため通常用いられる通信機器の使用（海上衝突予防規則に基づく）が許可されず」、「その航海は、ギニアビサウの港の航海海図を用いることなく行われた」、という。その上で、

「港への航行は、安全性に欠ける航行であり、水深の浅い海域を彷徨う可能性をかなり増大させ、そのため、船舶と人命に損失を与え環境に回復しが

たい損害を潜在的に与える結果を生じさせた。ギニアビサウ湾に向かう航行と港への到着のために船長に指針と助言を与える適当な水先人が、船内にいなかった。」

という。更に、パナマは、「乗組員は船内の居住部屋で抑留されたため」、「船舶が航行している間、乗組員は任務を遂行することができなかった」が、「そのこと自体が深刻な緊急事態を招く恐れがあった」、という。

366. パナマは、次のように主張する。

「FISCAP担当官は、危険な状況においてビサウ港に向かって航行するよう船舶に命令したため、海上の人命の安全に関する最も基本的な規則を酷く無視して、乗組員と船舶及び環境に危険を与えた……だけでなく、海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)の目的そのものをも無視した。」

367. パナマは、この点について、「SUA条約の主な目的は、船舶に対する不法な行為を行った者に対し適当な措置がとられることを確保することであり、その不法な行為には、実力による船舶の拿捕と船内の人に対する暴力行為が含まれる」、という。

368. 以上より、パナマは、本件事件の状況において、「ギニアビサウは、海洋法条約における義務、つまり225条とSUA条約における義務—ただしこれに限らない—に、違反した」、と主張した。

369. これに対し、ギニアビサウは、「我が国は海洋法条約225条に違反していない、なぜなら、航行の安全を害していないし、当該船舶に何ら危険を生じさせていない。同船は、ビサウ港において、全く問題なく停泊でき、停泊を続けることができた」、と主張する。

370. ギニアビサウは、次のように指摘する。

「執行官に同行した熟練の乗組員によると、この航海が行われた状態は航海に適したものであり、彼ら乗組員についてはもとより環境についても何ら危険は生じなかった、という。このことは、海軍の水先人であるDjata Ianga氏(訳者注:ギニアビサウ海軍少尉)の陳述(ギニアビサウ答弁書附属書6)からも明らかである。また、公式の通告書(答弁書附属書18)は、海は

穏やかで視界は良好であった、と記している。」

371. ギニアビサウは、また、次のように述べる。

「水先人Djata Inga氏は、バージニアG号の航海のために、小型船舶用に適当だとして同氏が持っていた海図を用い、完全に安全な状態で航海をやり遂げた。このことは、当該船舶が何ら損傷を受けることなくビサウ港に到着したことから、明らかである。」

372. 以上より、ギニアビサウは、「ギニアビサウがその保全に利益を有する環境を危険に晒すようないかなるリスクも、いずれの時にも存在しなかった」、と結論づけた。

373. さて、海洋法条約225条は海洋環境の保護及び保全に関する条約第12部に置かれているが、この規定は一般的に適用されうる。というのは、この規定は、「外国船舶に対する執行の権限をこの条約に基づいて行使するに当たっては」、国はこの規定の義務を遵守しなければならない、と定めているからである。この義務とは、すなわち、航行の安全を損なわないこと、その他船舶に危険をもたらさないこと、船舶を安全でない港若しくは錨地に航行させないこと、及び海洋環境を不当な危険に晒さないこと、である。この225条から、これらすべての義務が海洋法条約73条1項に基づき行われる執行活動に適用されるのであり、ギニアビサウ機関は、本件事件においてこれらの義務を遵守しなければならない。

374. バージニアG号がビサウ港に連行された状況について両当事国の主張が相異なっていることから、当裁判所は、海洋法条約225条の規定の違反があったことを確信的に確証するための十分な証拠が提出されていない、と結論づける。バージニアG号がビサウ港に向けて航行した際に案内をした水先人は、経験が豊富でこの海域での航海の状態を熟知していた。その時の航海の状態は最適だったとは言えないまでも、良好であったことは明らかで、当該船舶は損傷を受けることなくまた環境に害が与えられることなく、安全に港に到着している。

375. したがって、当裁判所は、海洋法条約225条の義務は本件事件において遵守されており、ギニアビサウは、225条と海上の人命の安全と船舶衝突防止に関

する基本原則に違反していない、と結論づける。

376. それから、SUA条約についてであるが、この条約は、パナマとギニアビサウの両国とも当事国であり、「あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大していること」に照らして、また、あらゆる形態のテロリズムと闘うため国際社会がとる措置の一部として、締結されたものである。SUA条約2条は、次のように規定する。

「1 この条約は、次の船舶には適用しない。

(a) 軍艦

(b) 国が所有し又は運航する船舶であって軍の支援船として又は税関若しくは警察のために使用されるもの

(c) 航行の用に供されなくなった船舶又は係船中の船舶

2 この条約のいかなる規定も、軍艦及び非商業的目的のために運航する政府船舶に与えられる免除に影響を及ぼすものではない。」

したがって、この2条の規定から明らかなように、SUA条約は、沿岸国がその排他的経済水域において適法に行使する執行活動には、適用されない。

377. 以上より、当裁判所は、SUA条約は本件事件において適用されない、と結論づける。

(4) 海洋法条約300条

378. 最後に、海洋法条約300条について検討する。

379. 海洋法条約300条は、信義誠実と権利の濫用について規定しており、次のように定める。「締約国は、この条約により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利、管轄権及び自由を権利の濫用とならないように行使する」。

380. パナマは、いくつかの条文を引用しつつ「ギニアビサウは、海洋法条約の諸規定に基づく義務に違反した」とした上で、「それだけでなく、バージニアG号、その乗組員、船主、パナマ国及びすべての関係団体に関連して、ギニアビ

サウの行動に関してより一般的な300条の規定にも違反した」、という。

381. パナマの指摘によると、ギニアビサウは「海洋法条約300条に直接に違反した行動を行った」ため、「バージニアG号を拿捕し及び抑留したすべての点で、及び、特に積載物である軽油を没収した点で、同国の権利を濫用した」、という。

382. パナマはこの点について、「ギニアビサウ（FISCAPと軍人ら）が当初から当該船舶と乗組員を扱ったやり方は、相当な不誠実を示しており、その状況はビサウ地方裁判所も認めているところである」、と主張する。

383. パナマによると、「しかし、ギニアビサウの不誠実を最も顕著に示す証拠は、積載物である軽油を没収し、没収を明確に禁止した裁判所命令を完全にあからさまに無視したことである」、という。

384. パナマは、法律第6-A/2000号の52条1項について、次のように主張する。

「ギニアビサウ当局は、この規定について故意に、恣意的にかつ気まぐれに誤った解釈と適用を行って、『水産物（fisheries products）（“productos de pesca”）』の語を『船内の産品¹⁵⁾（products on board）（“productos a bordo”）』の意味に拡大させ、船内に水産物を有していない非漁船に対し意図的にこの規則を適用した。」

385. パナマはまた、次のように主張する。

「法律第6-A/2000号の52条1項に基づき与えられた権限は、海洋法条約56条に従い解釈すると、水産物ではない資源やギニアビサウEEZで非漁船が得たのでない資源を含むように拡張されないし、恣意的かつ気まぐれな拡張が許されるべきでもない。」

386. パナマは更に、次のように述べた。

「したがって、バージニアG号の船内にある軽油は、法律第6-A/2000号の52条

15) 訳者注：これまで本翻訳では、“products”の語を「製品」「水産物」など文脈により訳し分けていたが、「産品」に統一する。訂正箇所について、最後の訳者注を参照のこと。

1項の定める産品ではなく、また、海洋法条約56条に基づく主権¹⁶⁾、管轄権その他の権利と義務に服する資源でもないし条約73条が規定する執行に服するものでもない。」(訳者注：下線部は原文では太字)

387. これに対し、ギニアビサウは、「我が国は海洋法条約300条に違反していない、なぜなら、ギニアビサウは常に誠実にまた濫用にならないように権利を行使しているからである」、という。

388. ギニアビサウは、「ギニアビサウの証人が確認しているように、乗組員に対し何ら暴力も威圧も行っておらず、EEZ内の違反行為を抑圧するための権限の正当な行使が暴力を構成しないことは明らかである」、と指摘する。

389. ギニアビサウは、「過剰な実力行使はなされていない、なぜなら、担当官は船舶を拿捕しビサウ港に行くよう命じただけであり、その航海には何ら危険はなかった。この状況を過剰な実力行使と捉えるのは、馬鹿げている」、「当該執行活動の際に及びビサウ港に向かうバージニアG号の航海の際に、何ら身体的被害は生じていない」、と述べる。

390. ギニアビサウはまた、「バージニアG号を拿捕した際に、過剰な実力行使はなかった」、「したがって、人権の侵害も法の適正手続の違反もなかった」、と指摘する。

391. ギニアビサウによると、「したがって、当該軽油の没収は、ギニアビサウの国内法に関しては完全に適法である」という。その理由について、次のように述べる。

「一般漁業法(法律第6-A/2000号(法律第1-A/2005号で改正))の52条1項が定めるところに従い、EEZにおいて無許可で漁獲関連活動を行った場合は、当該船舶と船内のすべての産品の没収が科される。」

392. ギニアビサウは、次のように指摘する。

「確かに軽油は水産物ではないけれども、実際に船舶の一般的概念の範囲に含まれており、法律第6-A/2000号の23条が漁獲関連活動を同法の対象とし

16) 訳者注：このパナマ主張部分の原語(英文・仏文)は「主権」であるが、56条が言及するのは「主権的権利」である。

ていることから、かかる活動を行う船舶（漁船に燃料供給する石油タンカーを含む。）がこの法律の適用対象となることは、明らかである。」

393. ギニアビサウによると、「軽油が船舶の没収の対象であることは明らかである。このことは、法律第6-A/2000号の52条が認めている。この規定は、船舶を、すべての漁具、設備及び水産物と共に没収することを認めている」、という。

394. 以上より、ギニアビサウは、「船舶全体が没収されるのであるから、当然に、船内の軽油がその没収から除外されないことは、明らかである」、と結論づけた。

395. さて、本件事件において、海洋法条約300条の違反があったかどうかの問題を検討するに先立ち、当裁判所は、ルイザ号事件における争点に関する先例に言及する必要があると考える。

396. この事件において、当裁判所は、「条約300条の文言から明らかなように、300条はそれ自体で援用することはできない。この規定が関係するのは、条約により『認められる権利、管轄権及び自由』が権利の濫用となるような方法で行使される場合のみである」（ルイザ号事件（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国）、判決、2013年5月28日、137項）、と判示した。

397. パナマによると、ギニアビサウは、「バージニアG号を拿捕し及び抑留したすべての点で、及び、特に積載物である軽油を没収した点で」、同国の権利を濫用した、という。この点について、パナマは、船舶と軽油の没収の根拠である法律第6-A/2000号の52条1項の妥当性を問題とはせず、ギニアビサウが「故意に、恣意的にかつ気まぐれに誤った解釈と適用」を行った、と主張している。

398. 当裁判所の見解では、原告が、違反があったとする特定の海洋法条約規定を援用することなく、被告が一定の行動を行ったことを理由に被告が誠実に行動していないとか権利の濫用を構成するような方法で行動したと一般的に主張するだけでは、十分とはいえない。

399. これを考えるのは、当裁判所ではなく、原告である。原告は、海洋法条約300条を援用する場合、海洋法条約上の具体的な義務と権利を明確にし、特定の

条文に言及した上で、被告が誠実に履行していないという義務あるいは被告が権利の濫用を構成するような方法で行使したという権利を、示さなくてはならない。

400. パナマは、海洋法条約300条を一般的な文言でつまりこの規定それ自体に依拠して援用しており、ギニアビサウが履行していないという義務あるいは権利の濫用を構成するような方法で行使したという権利を、海洋法条約上の特定の義務または権利として言及していない。

401. これらの理由で、当裁判所は、本件事件において、海洋法条約300条の違反があったとする主張を取り上げる必要はない、と判断する。

X. 反訴

402. ここでは、ギニアビサウが提起した反訴について取り上げる。

403. ギニアビサウは、その答弁書において反訴を提出し、次のように主張した。すなわち、本件事件では、パナマが、真正な関係のない船舶に国籍を許与して海洋法条約91条に違反した結果、ギニアビサウに損害が生じた。パナマは、バージニアG号に国籍を与えたために、ギニアビサウの排他的経済水域における漁船への無許可で違法な燃料供給行為を促進し、このような活動により潜在的な危険がもたらされたのである、という。

404. ギニアビサウによると、「当該船舶の競売—自国の権利である—を同船の劣悪な状態のため行うことができなかったが、その状態は、パナマが便宜置籍を与えた船舶に対し効果的な監督を行わなかったことが原因であった」、という。そのため、ギニアビサウは、「環境に生じた損害、税収の損失及び海洋資源の略奪」について適当な賠償金を得ることなく、同船を釈放せざるを得なかった、と主張した。

405. これに対し、パナマは、ギニアビサウは反訴を提起することはできない、と主張する。その理由として、次のようにいう。

「ギニアビサウが主張するパナマとバージニアG号の間に真正な関係が存在し

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（3・完）

ているかどうかの懸念は、（ギニアビサウがパナマに対して）それ以前は表明されなかったし提起されてもいなかった。すなわち、2009年8月の事態以前（バージニアG号がそれ以前に行った任務について）でも、同船が拿捕され14ヵ月間抑留された時も、また2012年5月28日にギニアビサウが反訴を提出する以前も、そうである。」

406. パナマはまた、「上記のことを害することなく、パナマとパナマ船であるバージニアG号の間に真正な関係は間違いなく存在しており、パナマは海洋法条約91条に違反していない」、と主張する。そして、「環境に生じた損害、税収の損失及び海洋資源の略奪」についての賠償金をパナマがギニアビサウに対して支払う必要はない、なぜならギニアビサウは、因果関係を示していないし、賠償金を求めるような請求もしていないからである、と主張した。（訳者注：下線は原文ではイタリック体）

407. 当裁判所は、前述117項で述べたように、事件があった時点でパナマとバージニアG号との間には真正な関係が存在していたので、ギニアビサウが提起した反訴は根拠がない、と結論づける。

XI. 賠償

408. 前述271項と328項で当裁判所が示した認定に照らして、これから賠償（reparation）の問題について述べる。

409. パナマは、賠償の請求について次のように述べる。

「（この請求は）主に金銭賠償の形態で、ギニアビサウの国際法上の責任に基づくものである。この責任は、特に、海洋法条約の諸規定に基づく責任と、海洋法条約304条に基づく国の違法行為の結果についての国の責任に関する現行の規則及び新たな規則に基づく責任であるが、これらに限らない。」

410. パナマは、次のように主張する。

「上述の各節で述べた事実と法的主張に基づき、及び、一般国際法、判例法

及び国連国際法委員会の条文に基づき、ギニアビサウは、バージニアG号、その船主、乗組員及び積載物の所有者並びにパナマが被った、ギニアビサウの違法行為のすべての結果を払拭するような賠償を提供する責任を有する。」

411. パナマは、更に次のように主張する。

「ギニアビサウは、同国が行った違法行為と権利の濫用のすべての結果について、パナマ並びにすべての自然人及び法人に対し賠償金を支払う責任を負う。……国際法の一般規則に基づき、ギニアビサウは、バージニアG号、その船主、乗組員及び積載物の所有者並びにパナマその他の利害関係者の権利に関して、ギニアビサウの行為の際の国際法違反について、パナマに対し国際的に責任を負う。」

412. パナマがその申述書で指摘するところによると、ギニアビサウとの間の特別付託協定に附属された書類において、国際海洋法裁判所は、損害賠償と費用についてのすべての請求を扱うこと、及び、「勝訴した当事者が負担した裁判費用その他の費用について判決を言い渡す権限を有する」ことについて合意した、という。

413. パナマは、その最終申立において、賠償について次の請求を行っている。

「14. ギニアビサウは、2009年11月20日に没収した軽油について同品質または高品質のものを直ちに返還し、または適当な賠償金を支払わなければならない。

15. ギニアビサウは、パナマ、バージニアG号、その船主、乗組員並びに同船の運航に利害関係を有するすべての人及び団体に対し、上述の違反行為により生じた損害と損失についての賠償金を、パナマが抗弁書450項(84頁)で定め請求した金額でまたは国際海洋法裁判所が適当と認める金額で、支払う。

16. 上記第15点に対する例外としてであるが、パナマの精神的損害について支払うようパナマの抗弁書470項で要請した金額は取り下げ、これに替えて、バージニアG号とその旗国に対する侮蔑的で根拠のない非難につい

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（3・完）

て及び2009年8月21日以降のバージニアG号紛争のすべての本案に関して、パナマ共和国への『満足の付与』または陳謝の宣言を要請する。

17. ギニアビサウは、海洋法裁判所がギニアビサウが支払うべきであると判示する全金額にかかる利息を支払わなければならない。
18. ギニアビサウは、本件裁判の準備のためにパナマが負担したすべての裁判費用を償還しなければならない。その費用には、本件裁判において海洋法裁判所で負担した費用及びその利息を含むが、これに限らない。
19. 前記第15点が認められないときは、ギニアビサウは、バージニアG号、その船主、（Guerrero船長についてはその配偶者または扶養家族）、用船者及び同船の運航に利害関係を有するすべての人または団体に対し、海洋法裁判所が定める他の賠償金または救済の方法で、支払いを行わなければならない。」

414. パナマは、この最終申立の第15点で、「パナマが抗弁書450項（84頁）で定め請求した」金額の損害と損失についての賠償金を支払うよう、要請している。パナマはその抗弁書で、次の額の賠償金を求めた。

422万1,222.54ユーロ：バージニアG号の船主とIBALLA G号の船主が被った損害と損失、並びにこれらの船舶の運航に利害関係を有するその他の運航者と団体が被った損害と損失について（バージニアG号内の積載物である軽油の不法な没収により生じた損害と損失を含む）

6万5,000ユーロ：バージニアG号の乗組員が被った損失、損害及び費用について（精神的損害を含む）

120万ユーロ：パナマ共和国が被った損失、損害及び費用について

これらとは別に、パナマは、「物的損害の請求について」8%の利息として15万ユーロを請求した。

415. なお、パナマの代理人は、2013年9月6日の口頭弁論において、パナマが被った損害についての請求について、「旗国の指示に従い、請求額に反映されている精神的損害の請求は除外する」ことが決定された、と述べている。その結果、パナマの最終申立の第16点が述べているように、パナマが精神的損害につ

いて抗弁書470項で求めた賠償(120万ユーロ)は、「取り下げ、これに替えて、バージニアG号とその旗国に対する侮蔑的で根拠のない非難について……、パナマ共和国への『満足の付与』または陳謝の宣言を要請する」、としている。

416. パナマは、その賠償の請求を支持するため、当裁判所に対し大量の書類を提出した。これらの請求は、バージニアG号の拿捕と抑留により被った様々な損失、損害及び費用ごとに、分類されている。

417. パナマは、その賠償の請求を支持するため、海事技師・測量設計者であるAlfonso Moya Espinosa氏の報告書と、同じく海事技師・測量設計者であるKenneth Arnott氏の報告書を、提出した¹⁷⁾。

418. パナマは、請求に係る賠償額を示す書類を提出するよう2013年9月6日に当裁判所が両国に求めたところ(訳者注:判決46項)、次のように述べた。

「10%の増額は、算出された費用、損害及び損失に対して適用した。この10%の増額は、虚偽の事実が公表されまた拿捕と抑留がなされたために船舶とその船主が悪評を受け、それにより生じる将来の事業上の損失を反映させるために、失った事業関連要素として、追加した。」

419. これらのパナマの請求に対し、ギニアビサウは、その最終申立て次のように述べた。

「12- ギニアビサウ共和国は、積み卸した軽油を直ちにパナマに返還する義務も、その軽油についての賠償金を支払う義務も、負わない。

13- ギニアビサウ共和国は、パナマ、バージニアG号、その船主、乗組員並びに同船の運航に利害関係を有するすべての人及び団体に対し、損害及び損失について賠償金を支払う義務を負わない。

14- ギニアビサウ共和国は、パナマ共和国に対し陳謝する義務を負わない。

15- ギニアビサウ共和国は、利息を支払う義務を負わない。

……

17- ギニアビサウ共和国は、パナマ、バージニアG号、その船主、用船者ま

17) 訳者注:両氏は、パナマ側の専門家であり、判決35項に言及がある(この翻訳では訳出を省略)。

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（3・完）

たは同船の運航に利害関係を有するその他の人または団体に対し、賠償金を支払いまたは救済を与える義務を負わない。」

420. ギニアビサウはまた、パナマが請求する損害額は「この金額について提出された証拠がなく、理解できない。また、示された損害額に10%を上乗せしているが、その金額もその上乗せも、何ら正当化されるようには思えない」、という。

421. ギニアビサウは、パナマは賠償の請求を行う権利を持たないとし、「パナマはその申述書を提出した後に損害賠償を請求することはできない、これはITLOS規則62条と防禦の権利に完全に反する」、と主張する。

422. ギニアビサウによると、パナマは誰かのために損害賠償の請求を主張する権利を持たない、なぜならバージニアG号に何らかの形で関係のある人と団体はパナマ国籍を持たないからである、という。また、船主であるPenn Lilac Trading社の本社はスペインにあるから、同社にはスペイン国籍が与えられる、という。

423. ギニアビサウは、前述413項と414項で示されたパナマの請求に係る損害の存在は、「全く知らされていない」、という。「パナマはこれに関する証拠を何ら提出することなく、根拠のない主張をしているだけであり」、「したがって、この主張は証明されていないと考えなくてはならない」。「仮にそのような損害が存在するとしても、この損害は船主の資金面での問題に帰するものであり、したがってバージニアG号の拿捕とは無関係である」、という。

424. ギニアビサウはまた、損害に係るいくつかの事項は「国際海洋法裁判所が管轄権を有する事件であるバージニアG号の拿捕」の結果ではなく、「バージニアG号の拿捕の結果から生じる直接の損失は、当該船舶、船主及び乗組員に生じたとされる損害のみである」、と主張する。更にまた、ギニアビサウは、「しかし、パナマはこれら以外の団体（Gebaspe社とPenn World社など）が被ったとする損失について損害賠償を請求しているが、これらはバージニアG号と関係がない」、という。

425. 最後に、ギニアビサウは、パナマのいくつかの請求の有効性（validity）に

ついて、次のように述べた。

「パナマが提出した報告書の内容と異なり、Penn Lilac社が被った損失、支払われた費用及び損害を証する資料が1つもない。パナマは、本件裁判において、Penn Lilac社の費用または損失についての請求書を何1つ示していないのである。パナマの抗弁書の附属書4.2で提出された報告書に付された資料は、『Penn Lilac社の請求書』であるが、これは、内輪の文書であって、税務当局などの公的機関の文書ではない。したがって、国際裁判所は、損害について判断するに当たり、こういった文書に依拠することはできない。そのため、今日、我々は、両当事国に請求書を提出するよう求める裁判所の質問を、受け取ることとなったのだろう¹⁸⁾。」

426. さて、当裁判所は、これから賠償の問題を検討することとする。

427. 賠償は、海洋法条約304条が定めるように、一般国際法に基づいて与えられることもある。同条は、次のように規定する。

「この条約の損害についての責任に関する規定は、国際法に基づく責任に関する現行の規則の適用及び新たな規則の発展を妨げるものではない。」

428. 当裁判所は、国際法における賠償に関する規則について、サイガ号事件(第2)の判決170項で、その見解を示した。その判決170項は、次のように述べている。

「十分に確立した国際法規則によると、他国の国際違法行為の結果損害を被った国は、被った損害について違法行為を行った国から賠償を得る権利を有し、『賠償は、可能な限り、その違法行為の結果のすべてを払拭し、その行為が行われなかったならば存在していたであろう状態を復旧するものでなくてはならない』」。 (ホルジョウ工場事件、本案、判決第13号、1928年、*PCIJ Series A, No. 17*, p. 47)

18) 訳者注：ギニアビサウのこの発言は、口頭弁論最終日の2013年9月6日午後5部のなされた (*ITLOS Pleadings 2014*, p. 897)。この発言が言及する裁判所の質問は、質問2(本判決46項、また*ITLOS Pleadings, ibid.*, p. 970に再録)を指し、同じく2013年9月6日に両国に示された。その事実を踏まえ、この部分の発言をやや意識した。

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（3・完）

（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 65, para. 170）

429. 国際法委員会の国際違法行為についての国家の責任に関する条文案（以下、「ILC国家責任条文案」とする。）の1条は、次のことを確認している。「国によるすべての国際違法行為は、当該国の国際責任を伴う」。ILC国家責任条文案の31条1項は、次のように規定する。「責任のある国は、当該国際違法行為により生じた被害について完全な賠償を行う義務を負う」。

430. 当裁判所の海底紛争裁判部は、その勧告的意見において、ILC国家責任条文案のいくつかの条文は慣習国際法を反映していると考えられている、と述べた（深海底活動責任事件、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 56, para. 169を見よ）。当裁判所は、ILC国家責任条文案の1条も慣習国際法を反映している、と考える。

431. 当裁判所は、ギニアビサウはバージニアG号とその積載物をギニアビサウが没収したため海洋法条約73条1項に違反した、と認定した（前述271項を見よ）。ギニアビサウは、また、その行動とその後にとった措置について旗国に通報しなかったため、73条4項にも違反した。ところで、73条1項の違反は、バージニアG号（その運航に関係するすべての人を含む。）の権利を侵害するものである。他方、73条4項の違反は、パナマの権利を直接に侵害するものである。そして、前述265項で認定したように、バージニアG号への乗船と検査及び同船の拿捕は、海洋法条約には違反していない。請求のある損害額の評価は、以上の諸点を考慮しなければならない。

432. 被った損害について賠償を求める権利の問題について、当裁判所は、サイガ号事件（第2）の判決で、次のように述べた。

「当裁判所の見解では、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、直接に被った損害について及びサイガ号（その運航に関係するまたは利害関係を有するすべての人を含む。）が被った損害その他の損失について、賠償を求める権利を有する。サイガ号とその運航に関係するまたは利害関係を有するすべての人が被った損害その他の損失には、人身に対する被害、

不法な拿捕、抑留その他の形態の不当な扱い、財産に生じた損害または財産の差押え並びにその他の経済的損失(逸失利益を含む。)が、含まれる。」

(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at pp. 65-66, para. 172)

433. 賠償の形態の問題について、当裁判所は、この同じ判決で次のように述べた。

「賠償は、『原状回復、金銭賠償、満足の付与……』の形態となることがある。賠償は、事案の状況に依り、経済的に数量化可能な損害について及び非物質的な損害について、金銭賠償の形態をとることがある。……満足の付与の形態での賠償は、権利の侵害があったとする裁判所の宣言により与えられることがある。」

(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 65, para. 171)

434. 当裁判所の見解では、上述の裁判所の認定に照らし及び当裁判所の先例に従って、本件事件において、パナマは、同国が被った損害について賠償を求める権利を有する。パナマはまた、バージニアG号とその積載物の没収により同船(その運航に係るまたは利害関係を有するすべての者及び団体を含む。)が被った損害その他の損失について賠償を求める権利を有する。

435. バージニアG号とその積載物の没収は海洋法条約73条1項に違反したと認定されているので、これから、パナマによる請求額について評価する。当裁判所の見解では、没収された軽油の価格と船舶の修理費用に関する損害と損失のみが、不法な没収の直接の結果である。

436. 特に逸失利益(loss of profit)の問題について、当裁判所の見解では、パナマはバージニアG号の没収と逸失利益としてパナマが請求する損害との直接の関係を、確証していない。当裁判所は、この判断に当たり、次のことを考慮した。

437. すなわち、バージニアG号を用船したアイルランド会社Lotus Federation

社との契約は、Lotus Federation社とGebaspe社（バージニアG号の船主であるPenn Lilac社とLotus Federation社の仲介人）との間の契約終了宣告によって、2009年9月5日に終了した¹⁹⁾。この宣告は、「両当事者は、本件契約を終了したものとし、本件契約に関しては相互に請求を行わないよう宣告する」、と記している（下線の強調部分は当裁判所による）。このことから、当該船舶が拿捕された2009年8月21日からこの契約が終了した2009年9月5日までの期間における収入の喪失は、請求できない。そして、この契約は、契約終了日以降は逸失利益の算出の基礎として用いることはできない。

438. バージニアG号の船主が2009年9月5日から同船が運航を再開した2010年12月までの間の期間について逸失利益の賠償金を求める権利を有するかどうかの問題であるが、当裁判所が指摘したいことは、バージニアG号は本判決が認定したようにギニアビサウの法令違反の理由で拿捕されたこと、及び、法律第6-A/2000号の65条が定める手続きは迅速であり、拿捕または抑留された船舶を保証金その他の保証の提供を条件とする早期釈放を確保するものであり、したがって海洋法条約73条2項の要件を満たしていること、である。この点について、パナマは、法律第6-A/2000号の65条が定める手続きは合理的でなくあまりに不当でありしたがって本件において用いることができないと主張したが、当裁判所はその主張に納得しない。したがって、当裁判所は、船主が当該船舶の釈放を確保するためギニアビサウ法令において利用可能である手続きを利用しなかったため、パナマは船主のために逸失利益を請求することはできない、と結論づける。

439. パナマが抗弁書450～453項に記した他の請求についてであるが、当裁判所は、この点についてパナマはバージニアG号の没収とこれらの請求の因果関係の要件を満たしていない、と結論づける。

440. パナマが賠償金額の10%を上乗せした請求について、当裁判所は、前述418項で述べた被害（主として悪評によるもの）はギニアビサウがとった措置と

19) 訳者注：これらの会社の法的関係については、判決56項参照。

の因果関係に欠ける、と考える。パナマが主張する損害は間接的に過ぎ、金銭的な評価をするには茫漠としている。したがって、賠償金額の10%を上乗せしたパナマの請求は、支持できない。

441. 軽油の価額については、パナマが提出した証拠と書類を検討したところ、バージニアG号が没収時に運搬していた軽油は532.2トンである、との結論に至った。パナマは、その最終申立て、没収された軽油の返還または適当な賠償金の支払いのいずれかを要請し、賠償の形態についての決定を当裁判所に委ねた。当裁判所は、軽油の返還は実際的でないと考える。というのは、この方法は、追加費用を含め多くの複雑な対応を要することになるためである。したがって、当裁判所は、本件事件の状況において金銭賠償が適当な賠償の形態を構成する、と考える。パナマが提出した請求書には軽油の価格が1トン当たり730米ドルであると記されていることを考慮して、当裁判所は、軽油の価額を38万8,506.00米ドルとしこれに後述444項で決定する利息を追加する、と判断する。

442. 船舶の修理費であるが、パナマが賠償金を請求する修理費は、必ずしもそのすべてが船舶の没収との因果関係の要件を満たしているとはいえない。当裁判所は、パナマが提出した請求書を精査した結果、14万6,080.80ユーロが適当であり、これに後述445項で決定する利息を追加する、と判断する。

443. 利息について、パナマはすべての金額について原則として8%の利息で計算すべきと主張するが、利息の問題は、サイガ号事件(第2)判決173項が扱っている。この項は、次のように述べている。

「当裁判所が一般的に公正でありかつ合理的と考えることは、利息が支払われるのは金銭的損失、財産への損害その他の経済的損失についてである、ということである。しかし、必ずしもすべての事案において、一律の利率を適用する必要はない。……この利率を決めるに当たりこれまで考慮されてきた要素は、特に、当該費用が生じた国あるいは賠償金を受ける当事者の主要な活動場所のある国において一般的である商業的状況である。」

(サイガ号事件(第2) (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 66, para. 173)

444. ここで、本件事件において、サイガ号事件（第2）での認定に照らして、利率について扱いたい。軽油の価額については、利率は、当裁判所の見解では、米ドルLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の2010年から2013年の期間の平均の金利である0.862%に2%を上乗せしたものにに基づくべきである。この認定に照らし及び当裁判所が得た情報に基づき、利率は、年利2.862%の複利とする。その期間は、軽油の没収が行われた日である2009年11月20日から本判決日まで、である。

445. 修理費については、利率は、ユーロLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の2011年から2013年の期間の平均の金利である1.165%に2%を上乗せしたものにに基づくべきである。この認定に照らし及び当裁判所が得た情報に基づき、利率は、年利3.165%の複利とする。その期間は、パナマが提出したリストに記されている最後の請求書の日付である2011年3月18日から本判決日まで、である。

446. これらの判断に従い、当裁判所は、パナマへの賠償金額は総計で38万8,506.00米ドル及び14万6,080.80ユーロであり、これらへの利息を上乗せする、と決定する。内容は以下の通り。

(a) 没収された軽油532.2トンの価額について、1トン当たり730米ドルとして38万8,506.00米ドルとし、これに2009年11月20日から本判決日までの期間について年利2.862%の複利を上乗せする。

(b) 船舶の修理費について14万6,080.80ユーロとし、これに、2011年3月18日から本判決日までの期間について年利3.165%の複利を上乗せする。

447. 上述のように、パナマは最終申立て、パナマの権利の侵害について及びバージニアG号とその旗国に対する侮辱的で根拠のない非難について、パナマへの満足の付与または陳謝の形態で、賠償を求めた。

448. 当裁判所の考えでは、満足の付与は裁判所の宣言の形態をとることができる。当裁判所は、前述271項と333項で、ギニアビサウは、バージニアG号とその積載物を没収したため及び当該船舶を拿捕しその後にとった措置をパナマに通報する義務に違反したため、違法な行為を行いパナマの権利を侵害した、と宣言した。当裁判所は、これらの宣言が適当な賠償を構成する、と考える。

XII. 裁判費用

449. パナマは、その最終申立てで、当裁判所に対し、「ギニアビサウは、本件裁判の準備のためにパナマが負担したすべての裁判費用を償還しなければならない。その費用には、本件裁判において海洋法裁判所で負担した費用及びその利息を含むが、これに限らない」ことを「宣言し、判示し及び命じること」、を要請した。これに対し、ギニアビサウは、その最終申立てで、当裁判所に対し、「パナマは、本件裁判に関してギニアビサウ共和国が負担したすべての裁判費用その他の費用を支払わなければならない」ことを「判示し及び宣言すること」、を要請した。

450. 当裁判所の裁判手続における裁判費用に関する規則は、ITLOS規程34条が定めるように、当裁判所が別段の決定をしない限り当事国は各自の裁判費用を負担する、というものである。

451. 本件裁判において、当裁判所は、各当事国が各自の裁判費用を負担するとする一般規則と異なる判断を示す必要がない、と考える。

XIII. 主文

452. 以上の理由で、当裁判所は、

(1) 全員一致で、

当裁判所は、石油タンカー・バージニアG号に関する紛争に対し管轄権を有する、と認定する。

(2) 全員一致で、

ギニアビサウは、パナマの請求の受理可能性について抗弁を提起することを妨げられない、と認定する。

(3) 全員一致で、

パナマとバージニアG号の間に真正な関係がないという理由でのパナマの請求の受理可能性についてのギニアビサウの抗弁を、却下する。

(4) 賛成22、反対1で、

当該船舶の船主及び乗組員はパナマ国民でないという理由でのパナマの請求の受理可能性についてのギニアビサウの抗弁を、却下する。

賛成：YANAI所長；HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、TÜRK、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；TREVES特任裁判官

反対：SÉRVULO CORREIA特任裁判官

(5) 賛成14、反対9で、

個人または民間団体の利益のためにパナマが行った請求の受理可能性についての、国内的な救済措置が尽くされていないという理由でのギニアビサウの抗弁を、却下する。

賛成：YANAI所長；NELSON、AKL、WOLFRUM、COT、LUCKY、PAWLAK、TÜRK、GOLITSYN、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；TREVES特任裁判官

反対：HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、CHANDRASEKHARA RAO、NDIAYE、JESUS、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA各裁判官；SÉRVULO CORREIA特任裁判官

(6) 全員一致で、

ギニアビサウは、海洋法条約58条1項及び56条2項に照らして、その排他的経

済水域で漁獲を行う外国船舶への燃料供給行為を規制したためパナマの権利を侵害したということはない、と認定する。

(7) 賛成22、反対1で、

ギニアビサウは、バージニアG号に乗船し、これを検査し及び拿捕したため海洋法条約73条1項に違反したということはない、と認定する。

賛成：YANAI所長；HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、NELSON、
CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、COT、
PAWLAK、TÜRK、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK、
KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；SÉRVULO CORREIA、TREVES各
特任裁判官

反対：LUCKY裁判官

(8) 賛成14、反対9で、

ギニアビサウは、バージニアG号及び船内の軽油を没収したため海洋法条約73条1項に違反した、と認定する。

賛成：YANAI所長；NELSON、AKL、WOLFRUM、COT、LUCKY、PAWLAK、
TÜRK、GOLITSYN、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；
TREVES特任裁判官

反対：HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、CHANDRASEKHARA RAO、
NDIAYE、JESUS、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA各裁判官；
SÉRVULO CORREIA特任裁判官

(9) 全員一致で、

ギニアビサウは海洋法条約73条2項に違反していない、と認定する。

(10) 賛成20、反対3で、

ギニアビサウは海洋法条約73条3項に違反していない、と認定する。

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（3・完）

賛成：YANAI所長；HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、NELSON、
CHANDRASEKHARA RAO、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、PAWLAK、
TÜRK、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK、KELLY、
ATTARD、KULYK各裁判官；SÉRVULO CORREIA、TREVES各特任裁判
官

反対：AKL、COT、LUCKY各裁判官

(11) 全員一致で、

ギニアビサウは、バージニアG号の抑留と拿捕について及びその後に同船とその積載物に対して行った措置について旗国であるパナマに通報しなかったため、海洋法条約73条4項の義務に違反した、と認定する。

(12) 全員一致で、

ギニアビサウは海洋法条約110条及び224条の原則に違反していない、と認定する。

(13) 全員一致で、

ギニアビサウは、バージニアG号に乗船し同船をビサウ港に向かわせた際に、身体に傷害を与えまたは人命に危害を加えるような過剰な実力（force）を行使してはいない、と認定する。

(14) 全員一致で、

ギニアビサウは海洋法条約225条に違反しておらず、また、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約は本件事件において適用可能でない、と認定する。

(15) 全員一致で、

ギニアビサウの反訴は根拠がない、と認定する。

(16) 賛成14、反対9で、

判決446項(a)で示したように、軽油の没収についての賠償金として38万8,506.00米ドルとその利息をパナマに支払うよう、決定する。

賛成：YANAI所長；NELSON、AKL、WOLFRUM、COT、LUCKY、PAWLAK、TÜRK、GOLITSYN、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；TREVES特任裁判官

反対：HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、CHANDRASEKHARA RAO、NDIAYE、JESUS、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA各裁判官；SÉRVULO CORREIA特任裁判官

(17) 賛成13、反対10で、

判決446項(b)で示したように、バージニアG号の修理費についての賠償金として14万6,080.80ユーロとその利息をパナマに支払うよう、決定する。

賛成：YANAI所長；NELSON、AKL、WOLFRUM、COT、LUCKY、TÜRK、GOLITSYN、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；TREVES特任裁判官

反対：HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、CHANDRASEKHARA RAO、NDIAYE、JESUS、PAWLAK、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA各裁判官；SÉRVULO CORREIA特任裁判官

(18) 賛成18、反対5で、

逸失利益についての賠償金をパナマに支払う必要はない、と決定する。

賛成：YANAI所長；Vice-President HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、PAWLAK、TÜRK、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；SÉRVULO CORREIA特任裁判官

反対：AKL、COT、LUCKY、PAIK各裁判官；TREVES特任裁判官

(19) 全員一致で、

判決439項及び440項で示したように、他の請求についての賠償金をパナマに支払う必要はない、と決定する。

(20) 全員一致で、

両当事国はそれぞれの裁判費用を負担する、と決定する。

この判決は、2014年4月14日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれパナマ共和国政府とギニアビサウ共和国政府に送付する。

(柳井俊二国際海洋法裁判所長の署名)

(Philippe Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

(Nelson、Gao、Kulyk及びTreves各裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、この判決にそれぞれ宣言を付した。Kelly及びAttard各裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、この判決に共同宣言を付した。)

(Akl、Lucky及びPaik各裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、この判決にそれぞれ個別意見を付した。Cot及びKelly各裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、この判決に共同個別意見を付した。)

(Hoffman次長並びにMarotta Rangel、Chandrasekhara Rao、Kateka、Gao及びBouguetaia各裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、この判決に共同反対意見を付した。Ndiaye及びJesus各裁判官並びにSérvulo Correai特任裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、この判決にそれぞれ反対意見を付した。)

Hoffman次長並びにMarotta Rangel、Chandrasekhara Rao、Kateka、Gao及びBouguetaia各裁判官の共同反対意見

我々は、判決主文の5項、8項及び17項に反対票を投じた。これらの項は、それぞれ、国内的な救済措置、海洋法条約73条1項、及びパナマに対する賠償金支払いを扱ったものである。これから我々が反対した理由を説明しようと思う。本件事件の事実とパナマとギニアビサウ両国の主張は、判決で述べられた通りである。

1. ギニアビサウは、バージニアG号の船主の利益のためにパナマが提起したいくつかの請求の受理可能性について、争った。その理由は、船主は、海洋法条約295条が定めるような、ギニアビサウにおいて利用可能な国内的な救済措置を尽くしていない、ということであった。この規定が、慣習国際法の重要な原則を定めていることには、争わない。この原則は、受入国において被害を受けた外国人は、国際裁判を開始する前に、国内的な救済措置を尽くさなければならない、というものである。
2. 2つの問題が提起された。すなわち、本件事件の事実に基づき、国内的救済の規則が適用されるのかどうか、そして、これが肯定される場合、この規則の要件が満たされたかどうか、である。
3. まず、第一の問題について、パナマは、国内的救済規則は本件において適

用されない、なぜなら、旗国であるパナマは、ギニアビサウの違法行為により直接被害を受けたからである、と主張した。パナマによると、本件事件のように請求に国に生じた被害と個人に生じた被害の両方の要素が含まれる場合、国内的救済規則の適用を決定するため、当裁判所はいずれの要素が優越する (*preponderant*) かを判断しなければならない、という²⁰⁾。

4. パナマのこの立場は、特段例外的なものではない。裁判所の多数意見との違いが生じるのは、本件事件の事実へのこの基準の適用に関してである。

5. 裁判所は、パナマの最終申立が言及する海洋法条約規定のほとんどは、主に国に権利を与えるものである、と述べる。この考えに対しては、国への直接の被害の問題は、原告が最終申立で引用した海洋法条約規定の数だけで判断することはできない、ということができよう。この点については、これらの規定に関してどれだけの数の申立を裁判所が支持したか、から判断するのが有用である。本件事件についていうと、国際司法裁判所の言葉を借りるなら、パナマの請求を「全体として形成している問題」はバージニアG号の船主に対する損害であることに、我々は疑問を持っていない^{21),22)}。

6. 裁判所は、パナマの請求のほとんどを否認したが、没収された軽油と船舶の修理費についての救済を求める請求のみを認めた。この救済は、当裁判所においてパナマが申し立てた中核部分であった。したがって、我々は、パナマの主要な申立がパナマに対する直接の被害についてであるという主張には、説得力を感じなかった。外交的保護の要素が優越していることは、本件の事実が明らかにしている通りである。

7. 条件関係基準 (“but for” test; le critère « en l’absence de ») は、被害を受け

20) 訳者注：ここはパナマの見解として述べられているが、下線の強調（判決文ではイタリック）以外は、裁判所の見解として判決157項に記されている一節と同文である。

21) 共同反対意見脚注1：シシリー電子工業会社事件、判決、*ICJ Reports 1989*, p. 15, at p. 43（本判決452項(17)を446項と合わせて見よ）。

22) 訳者注：「形成している (colours and pervades)」の訳は、杉原高嶺「判例研究・国際司法裁判所 シシリー電子工業会社事件」『国際法外交雑誌』90巻1号（1991年）34頁に依拠した。

た自国民のために請求が行われていなかったら直接被害と間接被害の両方の要素を含む請求が果たして提起されたかどうかを問うものであるが、仮にこの基準を用いたとしても、本件事件の事実からは、この問題は否定的に回答しなくてはならない。ただし、国際法委員会が指摘するように、優越性基準と条件関係基準の区別は、ほとんどない²³⁾。

8. 当裁判所は、サイガ号事件(第2)判決²⁴⁾の考え方に従って、パナマの請求は全体としてパナマに生じた被害の方が優越して提起されているという結論を導いた、という。失礼ながら、サイガ号事件での判断と本件事件の判断は区別すべきである。サイガ号事件では、ギニアが自国の関税水域で関税法を適用したことが海洋法条約に違反すると認定され、そのため、ギニアと、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の請求に係る自然人と法人の間には管轄関係がないと認定された。また、裁判所は、ギニアはサイガ号を拿捕した際に追跡権の行使に関する海洋法条約に違反して行動したこと、ギニアは国際法に反して過剰な実力を行使したこと、そして、ギニアが、Conakry第一審裁判所でのサイガ号の船長に対する刑事裁判に関連して発行した召喚令状でセントヴィンセント及びグレナディーン諸島を「民事責任を負う」として出廷を命じたため、パナマの国際法上の権利を侵害した²⁵⁾こと、を判示した。

9. サイガ号事件(第2)は混合請求に関わる事件であったが、裁判所は、上述の諸要因を考慮して、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の請求は同国の権利の直接の侵害に関わる、と考えた。そのため、裁判所は、国内的救済規則は適用されない、と判示した(本判決155項を見よ)。我々は、本件事件において、裁判所がサイガ号事件(第2)判決の考えに従ったとは、思わない。本

23) 脚注2: Report of the International Law Commission on the work of its fifty-eighth session, p. 46を見よ。

24) 脚注3: サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10.

25) 訳者注: サイガ号事件(第2)判決ではこの点についてパナマの権利を侵害していないという結論であり(サイガ号事件判決183項主文(10)、また同判決162項参照)、反対意見のこの記述(仏文も同じ)は明らかに間違っている。

件事件の事実からは、上述したように、パナマの請求の間接性の方が優越している。

10. そして、この問題についての見方は何であれ、船主は、すでにギニアビサウのいくつかの国内的救済手段を利用したのであるから、もはや後戻りはできない、つまり、国内的救済規則が本件事件に適用されないという立場には変更できないのである。

11. さて次に、本件事件に国内的救済規則が適用されることを前提として、第二の問題に目を向けたい。つまり、船主は国内的救済を尽くしたのかどうか、である。パナマは、本件事件において、ギニアビサウで実効的な救済手段がない、と主張した。実効的な国内的救済がないというのは、「裁判所が行政府に従属しているという証拠に基づいて」いるから、という。

12. ギニアビサウにおける法的な救済手段に対するこのような全面的な批判は、支持できない。この救済手段は、特定の自然人または法人に対して作られたのではない。この仕組みは一般的に適用されるものであり、この仕組みを、ギニアビサウの主権の権利に服する海域で燃料供給事業を行おうと考えるすべての人（内外人を問わない。）は、承知している。

13. ギニアビサウは、バージニアG号の船主は同国で利用できる紛争解決のためのすべての国内的な手段を尽くさなかった、と主張した。また、法的訴訟がビサウの裁判所に係属したままであり、この訴訟を継続するために必要な費用を船主が支払うのを待っている状況である。

14. 国内的救済規則における「国内的救済（local remedies）」の語が指しているのは、被害の発生に責任があるとされる側の国の「裁判所又は行政機関」において被害者が利用できる法的救済手段のことである²⁶⁾。

15. 国連国際法委員会は、注釈で、次のように指摘した。

「外国人は、被告国の国内法で提供されている利用可能なすべての司法的救済手段を尽くさなければならない。その国内法が当該事件の状況で最上級

26) 脚注4：国連国際法委員会が2006年に採択した外交的保護条文案14条を見よ。

裁判所に上訴することを認めているときは、上訴は、当該問題における最終判決を確保するために行われなくてはならない。たとえ上級の裁判所に対し上訴する権利が与えられていなくても、その上級裁判所が上訴を認める裁量を有しているなら、依然として、その外国人は、その上級裁判所に上訴の許可を求めなければならないのである。」(下線の強調は引用者による)

16. シシリー電子工業会社事件において、国際司法裁判所小法廷は、次のように述べた。

「国際請求が受理されるためには、請求の本質が権限ある裁判所に付託され、国内の法と手続きが許す限り裁判が続けられ、勝訴しないこと、が必要である。」²⁷⁾(下線の強調は引用者による)

17. ギニアビサウの主張によると、バージニアG号は一般漁業法に違反した、なぜならギニアビサウの排他的経済水域での石油供給活動を行う許可書を得ていないからだ、という。

18. アンパティエロス事件において、国際裁判所は、「国内法が提供するすべての法的保護制度が、試みられなくてはならない」、と判示した²⁸⁾。

19. 問題は、船主が、ギニアビサウの国内法が提供する利用可能なすべての司法的救済手段を尽くしたのか、である。

20. 本件紛争が生じたのは、パナマの旗を掲げる石油タンカー・バージニアG号が、2009年8月21日にギニアビサウにより拿捕され長期に抑留されたこと、及び船内の軽油が没収されたこと、による。ギニアビサウの国内で利用しえた法と手続きを見ると、船主の権利を擁護するための適当な救済手段が存在しており、船主は利用可能なすべての司法的な仕組みを試みてはいないことが、分かる。

21. まず、法律第6-A/2000号(法律第1-A/2005号で改正)に含まれている漁業法に目を向けると、その65条は、権限ある裁判所は、「十分な保証金が支払われた」場合には、船主その他の者の要請により、裁判が行われる前であっても船

27) 脚注5 : *ICJ Reports 1989*, p. 46, para. 59.

28) 脚注6 : (1956) 12 RIAA 83 at 120.

船舶と乗組員の迅速な釈放を命じることができる、と定めている。裁判所は、船舶と乗組員の釈放を求める要請書が提出されてから48時間以内に、命令を発出しなければならない。また、同法の66条は、裁判所が被告人が有罪でないと認定するときは、または有罪であると認定してすべての罰金等が完全に支払われたときは、直ちにその保証金を返還するよう、定めている。

22. このように、65条は船舶と乗組員の早期釈放の仕組みを導入している。船主が、船舶（船内の軽油を含む。）の釈放を保証するこの手続きをなぜ利用しなかったのか、何ら満足しうるような説明はなされていない。被った損害を被害者が軽減させるよう合理的に要請されることは、一般的に認められた法原則である²⁹⁾。ICJは、次のように指摘している。

「この〔損害軽減〕原則から導かれるように、被害国は、被った損害を軽減させるために必要な措置をとらなかったときは、避けることができた損害についての賠償金を請求する権利は認められない。」³⁰⁾

23. つい先ごろ、パナマは、本件裁判が始まった後の2013年9月16日付の書簡で、次のように述べている。

「〔船主は〕法律第6-A/2000号の65条に基づく『迅速な釈放』の手続きを合理的に利用することができなかった、なぜなら保証金提供の条件が、(i) 知らされていなかった、(ii) ギニアビサウに有利なもので不公平であった、(iii) 合理的でなかった、(iv) 不当に高額であった、ためである、つまりこの救済措置を実効的に利用することが妨げられていたためである。」（また、本判決147項を見よ）

24. パナマは、これらの主張を証明しなかった。これらの主張は明らかに間違っている。保証金を支払うための条件が「知らされていなかった」のであるなら、どうやって船主は、同じ書簡で、その条件が「合理的でない」「不当に高

29) 脚注7：Stephan Wittich, “Compensation”, *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, p. 5. (訳者注：この引用はオンライン版であろう。この辞典の2012年出版の紙媒体では、vol. 2, p. 502, para. 20 が該当箇所と思われる)

30) 脚注8：ガブチコヴォ・ナジマロシュ事件、*ICJ Reports 1997*, p. 7, at p. 55を見よ。

額である」と言えるのだろうか。

25. いずれにせよ、保証金の条件が「合理的でない」のなら、船主は、海洋法条約292条に基づき国際海洋法裁判所で合理的な保証金を定めるよう求めることができ、抑留国の機関は裁判所の決定に従わなければならない。結局のところ、船主は、国内レベルでも国際レベルでも、早期釈放手続を利用しなかったのである。

26. サイガ号事件において当裁判所が明らかにしたように、当裁判所への提訴は、「保証金の支払いが、不可能である場合、拒絶された場合、沿岸国法で定められていない場合、あるいは、要請された保証金が合理的でないと主張される場合」³¹⁾であっても、可能である。

27. ギニアビサウが繰り返し述べているように、船主は、資金的な問題があって、船舶の釈放を確保するため保証金を支払うことができなかった。この指摘に対し、船主はきちんと争ってはいない。

28. その理由が何であれ、船主が国内裁判所のレベルでも当裁判所においても早期釈放の手続きを利用しなかったことは、2つの結果をもたらしている。1つは、船主はすべての国内的救済を尽くしてはいないこと、もう1つは、船主は、船舶の修理と船内の軽油の没収により生じたという損害を軽減するための必要な措置をとらなかったこと、である。その結果、船主は、早期釈放手続を利用していたら避けることができた損害について、賠償金を得る権利を有さないこととなったのである。

29. 当裁判所は、法律第6-A/2000号の65条が定める紛争解決手続が海洋法条約73条2項の要件を満たしているとして、次のように述べた。

「船主が当該船舶の釈放を確保するためギニアビサウ法令において利用可能である手続きを利用しなかったため、パナマは船主のために逸失利益を請求することはできない。」³²⁾

31) 脚注9: *ITLOS Reports 1997*, p. 16, at p. 35, para. 77. (訳者注: サイガ号事件の早期釈放判決)

32) 脚注10: 判決438項を見よ。

30. この考えは、2つの理由で支持できない。第一に、裁判所は、判決157～158項で船主は国内的救済を尽くす義務はないとした以上、船主が法律第6-A/2000号の65条が定める手続きを利用しなかったことに非があると判断することはできないはずである。第二に、船主の逸失利益についてのみ否定される理由がない。船主は、船舶の修理費についても否定されるべきであった。

31. 国内的救済の問題について更に言うと、法律第6-A/2000号の46条1項に目を向けることができる。この規定は、検査官は、船舶による違反行為について報告書を作成したときは直ちに漁業担当の政府構成員に通知しなければならず、その政府構成員は直ちに、検事総長または当該場所を管轄する裁判所を担当する地方検察当局にその報告書を送付しなければならない、と定める。62条2項に基づき、この件について権限が与えられた政府担当官は、裁判所で手続きが進められている間は、国のために船主との間でこの問題を和解決することができる。しかし、本件事件の船主は、法律第6-A/2000号の62条に基づく裁判外の和解（out-of-court settlement）に至る機会を利用しなかったのである。

32. 2009年10月28日に、船主は、船舶の没収に対する仮処分を要請をビサウ地方裁判所に提起した。2009年11月5日に、ビサウ地方裁判所は、船舶と船内のすべての製品の没収に係るすべての行為を停止するよう、命じた。2009年11月19日に、ギニアビサウ検察官は、この仮処分命令の無効を求めて、ビサウ地方裁判所に申立てを行った。というのは、この仮処分は検察官が介入する機会なく、発せられたためである。2009年12月18日に、ビサウ地方裁判所は、この申立てを「期限後」であるとして従前の仮処分命令を確認しつつも、書類をギニアビサウ高等裁判所に送付した。ギニアビサウの主張によると、この申立ては、ギニアビサウ民事手続法740条1項に基づき、この仮処分命令を停止する効果を有する、という。ギニアビサウは、結局ギニアビサウ高等裁判所は何も決定を行わなかった、なぜならその間の2010年9月20日に船舶が釈放されたためである、という。ギニアビサウによると、同船が釈放されたのは、同船がビサウ港に存在すると海上の航行の安全に危険が生じると考えられたためである。本件事件においては、これ以上の行動はとられていないようである。

33. 2009年12月4日に、船主は、船舶の没収に対する本案を、ビサウ地方裁判所に提起した(事件番号第96/2009号)。パナマは、この訴訟は2010年2月以降進展していない、という。「その理由は、申立人が所定の要件を守らないためである」。ギニアビサウはこの訴訟はビサウ地方裁判所に係属中であるというが、パナマは、この裁判はギニアビサウが再反論書を提出していないから係属中であるという。パナマは、この裁判が進展しなかったのは、「船舶が2010年10月に釈放され、船主の司法手続が意味を失ったためである」、という。

34. 2009年11月30日に、ギニアビサウの国庫国務長官は、バージニアG号がCLC社の施設での軽油の積卸しが許されることを、命じた。2009年12月7日に、同船の船主は、軽油の積卸しに関する上記2009年11月30日命令に対し、ビサウ地方裁判所に仮処分の申請を行った(事件番号第98/2009号)。同地方裁判所は、2009年12月16日付の命令(2009年12月18日に通知)で、「積み卸した石油を申立人の船舶に直ちに返還する」よう命じた。ギニアビサウは、この仮処分も国に聴取することなく与えられておりこの仮処分は効力を生じない、という。この事案においても、船主は、2010年1月18日に、軽油の積卸しに対してビサウ地方裁判所に本案の訴訟を提起した(事件番号第14/2010号)。ギニアビサウは、この訴訟が提起されたのは30日の期限の後であるため、仮処分は効力を生じない、と主張する。

35. 両当事国は、この事案が進展しなかったことについて意見が一致している。ギニアビサウはこれは船主が裁判費用を支払わなかったためであるとするのに対し、パナマは船主は最初の裁判費用の支払いについて公式に通告を受けていなかったと主張する。

36. 要するに、船主はギニアビサウで利用しうるすべての司法的救済手段を尽くしてはいないのである。ギニアビサウ法は、船主が当事者であるすべての手続きで、申立ての手続きの利用を認めている。法がとる立場は、この問題における最終決定を確保するためにはかかる申立てを行わなければならない、というものである。本件事件では、船主は、ギニアビサウの法と手続きで認められる限り、救済を求めるべきであった。船主がそうしなかった以上、船主が当裁

判所の管轄権を援用してもそれが認められることはできない。

37. 次の問題は、船舶と船内の軽油の没収が本件の状況において必要であったかどうか、である。

38. 当裁判所は、乗船も検査もまた同船の拿捕も、海洋法条約73条1項には違反していない、と認定した。裁判所は、書面で燃料供給の許可を要請する義務の違反は重大である、と述べる。裁判所は、また、沿岸国は海洋生物資源の保存及び管理に関する海洋法条約56条に基づき管轄権を有し、この管轄権は排他的経済水域での漁船の燃料供給を規制する権利と必要な執行措置をとる権利を含む、と付言した。

39. 裁判所は更にまた、ギニアビサウの法令が、ギニアビサウの排他的経済水域での漁船への燃料供給サービスを提供する船舶の没収を定めていることは、それ自体は海洋法条約73条1項に違反しない、と述べた。ただ、本件の事案において没収が正当化されるかどうかは事案の事実と状況に依る、と付言した。

40. 裁判所は、本件において、船舶と軽油の没収は「必要」ではなかった、と認定した。また、本件事案の事実に基づきとられた執行措置は、事件の具体的な事情に照らすと「合理的でなかった」、と述べた。

41. 裁判所は、ギニアビサウは、執行措置をとっている際、裁判所が「酌量事由（mitigating factors）」と呼んだ事情を考慮しなかった、という。裁判所は、その酌量事由を説明しつつ、ギニアビサウはバージニアG号が漁船にサービスを提供するために必要な許可を申請し許可を得ていたことを考慮すべきであった、と述べた。また裁判所は、ギニアビサウの機関は、バージニアG号から燃料供給サービスを受ける漁船の船主であるBalmar社の代理人が2009年8月21日に行われる燃料供給活動の場所と日時をFISCAPに通知したことを知っていた、と述べている。しかし、その代理人は、許可申請書を提出する手続きに従っていなかった。

42. 裁判所は、更に、許可書を要請しこれを受理しなかったのは、「ギニアビサウ法令の意図的な違反によるのではなく、漁船の代理人とFISCAPとの間の連絡内容の誤解」の結果である、と述べる。

43. 我々は、まず、「酌量事由」に関する裁判所の判断が法的に支持し得るかどうかを、検討したい。裁判所自身が同時に認めているように船主が従前に許可書を得ていたのなら、「連絡内容の誤解」がどうして生じるのであろう。船主が必要な許可を過去に得た経験があるのだから、どうやって、許可を得なかったことが酌量事由として働くというのだろうか。何らかの働きがあるというのなら、許可を確保しなかったあるいはうっかりしていて許可を得なかったことは、むしろ、より厳しい罰則が正当化される責任加重事由 (aggravating factor) として用いられるべきであろう。

44. 船舶の没収が必要だったかどうかの問題に目を向けると、ここで関係があるのは、海洋法条約73条1項である。これは、次のように規定する。

「沿岸国は、排他的経済水域において生物資源を探索し、開発し、保有し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、この条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置（乗船、検査、拿捕及び司法上の手続を含む。）をとることができる。」（下線の強調は引用者による）

45. この規定の「必要な (as may be necessary)」の表現の意味は何であろう。この規定は、何が必要かを決定する自由を完全に沿岸国に委ね、国際裁判による審理からの免除を意味するのだろうか。もし免除されないということなら、審理しうるのはどの範囲だろうか。

46. 海洋法条約には、権限ある司法機関の解釈からの免除を定める規定はない。したがって、海洋法裁判所は、機会がある限り、条約のすべての文言と表現について解釈する権限がある。それ以外の見解は、法の支配に反することになる。

47. 当裁判所は、モンテ・コンフルコ号事件判決で、抑留国が保証金その他の保証を定めた際に行った評価額が合理的であるかどうかを判断するに当たり、「当裁判所は国内裁判所の決定に対する上級機関ではない」³³⁾、と述べている。

33) 脚注11: *ITLOS Reports 2000*, p. 86, at p. 108.

本件事件では、国内裁判所の決定はなされていない。というのは、船主はギニアビサウ法の枠内で司法的解決を求めなかったためである。没収の決定は、準司法的行為（自然的正義（natural justice）の原則に従って、船主に適当な通知がなされていたため）かあるいは行政行為である。いずれの場合であって、当裁判所は、効力のある法を解釈し適用するよう要請されている国内機関が行った決定に対する上級機関ではない、と言っている。要するに、海洋法条約73条1項の枠内においては、当裁判所は、本件事件の状況において執行措置が必要であるかどうかを評価する上級裁判所ではないのである。

48. さて、次の問題は、一定の執行措置が必要かどうかを決定するための司法的審理の範囲は何か、である。間違いなく1つは明確であり、すなわち、沿岸国は、海洋法条約73条1項の権利の行使に当たり無制限の自由を持たない。

49. 海洋法条約73条1項の文脈において、まず検討すべきことは、沿岸国は排他的経済水域において生物資源を管理するための「主権的権利」を有するという明白な理解についてである。この「主権的権利」の語は、海洋法条約それ自体が否認しない限り、ある程度、沿岸国による主権的権利の行使を尊重すべきことを含意している。

50. 国内の裁判所あるいは機関は、関係国における法と事実のすべての関連要素を評価する最適な立場にあることは、否定できない³⁴⁾。したがって、これら裁判所・機関は、広範な「評価の余地（margin of appreciation）」、つまり法の運用において広範な裁量を、与えられるべきである。この考え方は、国内裁判所においても、国際的な文脈においても、広く認められている。忘れてはならないが、73条1項の執行措置に関する沿岸国の裁量の権限への制約については、必要と考える措置をとる沿岸国次第となろう。この考えによるなら、国際裁判

34) 脚注12：Jean-Pierre Cot, “The Law of the Sea and the Margin of Appreciation” in T.M. Ndiaye and R. Wolfrum (eds.), *Law of the Sea, Environmental Law and Settlement of Disputes* (2007), p. 392、及び、カモコ号事件判決におけるAnderson裁判官反対意見（*ITLOS Reports 2000*, p. 50）を見よ。また、欧州人権裁判所の*Handyside v. the United Kingdom*, 7 December 1976, Series A no. 24を見よ。

所は、海洋法条約73条1項の沿岸国の裁量的権限を扱うに当たってもまた、司法的自制を行うべきである³⁵⁾。

52. これに関して、Cot裁判官、Wolfrum裁判官及びAnderson裁判官の意見を引用するのが良いように思う。Cot裁判官は、排他的経済水域との関係で評価の余地に言及して、次のように述べた。

「主権的権利の概念は、ここでの議論の中心部分である。主権的権利は、完全な主権ではないにせよ、沿岸国が資源を管理し及びそのための法令を制定する自由な権限を意味する。締約国は、これに関する重要な義務を受け入れているが、これらの義務を履行する方法については自由に決めることができる。……主権的権利の行使に当たっては、ある程度、国の判断に委ねられている。……沿岸国は、特に、自国が適当と考える罰金を定めることができる。海洋法条約は、沿岸国が適当と考える違反行為への罰金額を、制限していない。」³⁶⁾

Wolfrum裁判官は、海洋法条約73条について言及して、次の意見を示した。

「特に、海洋法条約は、沿岸国が適当と考える違反者への罰金額を、制限していない。……沿岸国は、排他的経済水域における海洋生物資源の保存と管理に関する法律及びその法律の執行に関する法律の内容を定めるに当たり、相当な程度の裁量を有する。……沿岸国が有するこれらの裁量権あるいは評価の余地は、国内機関が定める保証金が合理的であるかどうかを当裁判所が判断する権限を、制限する。当該沿岸国による執行政策を考慮しないとするような独自の制度を、当裁判所は作るべきでない。」³⁷⁾

そして、Anderson裁判官は、海洋法条約292条の合理的な保証金の設定の問題について、次のように述べた。

「国内裁判所が当該国における事実と法のすべての関連要素を評価する最適

35) 訳者注：この共同反対意見の51項がない。文脈から考えると、単なる数字のズレと思われる。

36) 脚注13：Jean-Pierre Cot, *op. cit.*, pp. 396, 400-401を見よ。

37) 脚注14：カモコ号事件判決におけるWolfrum裁判官反対意見、*ITLOS Reports 2000*, pp. 68, 69を見よ。

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（3・完）

な立場にあることを、認識すべきである。本件事件のような問題においては、……国内裁判所は、裁判が終結するまでは、釈放のための保証金の額を定めるに当たり広範な裁量が与えられるべきである。言い換えると、国内裁判所は広範な『評価の余地』が与えられるべきである。」³⁸⁾

53. すでに述べたように、国内機関は執行措置について広範な裁量を有するけれども、海洋法条約73条1項は、無制限の評価権限を与えてはいない。海洋法条約が司法的審理の対象としない裁量権の行使を認めるときは常に、明確な文言でこの点を明らかにしている。例えば、189条は、海底紛争裁判部は「機構の裁量権の行使について管轄権を有せず、いかなる場合にも機構に代わって裁量権を行使してはならない」、と定める。しかしながら、73条1項には、このような文言がない。当裁判所の任務は、権限ある国内機関に代わるのではなく、国内機関がその評価権限を行使して行った決定を審査する（review）ことなのである。

54. 留意しなくてはならないが、司法的審査（judicial review）は、上級機関として証拠を再評価するという本案裁判に類したものではない。一般に、裁判所が司法的審査の権限を行使しうるのは、権限行使に明らかな誤りがある場合、権限行使が明らかに恣意的である場合、または、存在しない事実または明らかに誤認のある事実に基づいて権限が行使された場合、である。

55. 本件事件において、当裁判所は、司法的審査の権限を行使したのではなく、上級機関として行動して、自身の判断を国内機関の判断に置き換えたように思われる。本件の事実に基づくと、我々は、当裁判所が介入する余地はない、と考える。

56. ギニアビサウは、その排他的経済水域における燃料供給活動を否定していない。このことは許可料が少額である（週当たり112ユーロ）ことに明らかに反映されているが、この許可料は燃料供給許可書を保証するために同国が定めている。許可を取得しなかったという事案だからこそ、ギニアビサウは、船舶と

38) 脚注15：カモコ号事件判決におけるAnderson裁判官反対意見、*ITLOS Reports 2000*, p. 50を見よ。

船内の燃料の没収という厳罰を職権で科したのである。一見するとこれは恣意的であるように思えるが、丁寧に吟味すると、ギニアビサウの行動は合理的であることが、理解できよう。

57. 当裁判所が認めるように、ギニアビサウ法は海洋法条約56条及び62条4項に合致しており、ギニアビサウの法令は船舶の自動的没収も規定しており、燃料供給の許可書を申請し許可料を支払う義務の違反は重大な違反行為であり、そして、燃料供給活動は排他的経済水域における漁業資源の状態と生産性に関係している。そうであるなら、どのような正当化事由があって、ギニアビサウによる船舶と軽油の没収が—裁判所の言葉を借りるなら—この事件の「事実と状況に」依拠して不合理である、と当裁判所が判示できるのだろうか。

58. 当裁判所は、ギニアビサウの法令が、申立人が没収について法的に争ういくつかの可能性を提供していることに、留意している。また、当裁判所は、このことは、漁業法令違反に対する制裁に柔軟性を与えていることも、指摘している。更に裁判所は、次のように付言した。

「したがって、当裁判所は、ギニアビサウの排他的経済水域で漁獲を行う外国漁船に燃料供給サービスを提供する船舶の没収を規定することそれ自体は、海洋法条約73条1項の規定に違反しない、と判示する。」

59. いかなる場合においても、国の利益を保護するための厳しい措置は、それを予期していたかどうかに関わらず、正当であると考えることができよう。没収の決定もまた、ギニアビサウの排他的経済水域で漁船に燃料を無許可で販売するという漁獲関連活動を「繰り返したこと」に鑑みて、正当化された。国は、拿捕した船舶が再び法律に違反して無許可で燃料供給活動を行うという可能性を、排除する権利を有するからである。

60. 燃料供給に関わる犯罪行為を発見することは、特に、広範囲の排他的経済水域を取り締まる能力を持たない途上国にとって、困難である。だからこそ、一般的抑止効果が極めて重要であるが、これは漁業・漁獲関連法令の違反に対する罰則の評価に強く依存するのである。

61. 以上述べた理由で、我々は、ギニアビサウはバージニアG号と軽油を没収し

たため海洋法条約73条1項に違反した、とする考えに同意せず、したがって、パナマを支持して金銭賠償を命じた判決に反対したのである。

(Albert J. Hoffmann次長の署名)

(Vicente Marotta Rangel裁判官の署名)

(P. Chandrasekhara Rao裁判官の署名)

(James L. Kateka裁判官の署名)

(Zhiguo Gao裁判官の署名)

(Boualem Bouguetaia裁判官の署名)

訳者注：本翻訳において、いくつかの訳語が不統一である。訳者自身のミスのほか、判決の原語自体が統一されていなかったり、判決の英文と仏文とで対応していないことがあり、また、ポルトガル語で記述されているギニアビサウ法について、ギニアビサウが作成した英訳と裁判所書記局が作成した英訳とで異なり、更にこれらと両国の主張（弁論等）で用いた語が異なっているなどで、訳者が混乱・混同したことに起因するものもある。以下、改めて次のように訳語を整理し統一したい。

(1) 没収の根拠条文であるギニアビサウの法律第6-A/2000号の52条（判決249項で再録）は、没収の対象として、当該船舶と共に、“their gear, equipment and fishery products”を含めている。これを、判決249項の訳文に合わせて「漁具、設備及び水産物」に統一する。別の語が当てられていても同じ文脈であることが明らかなきは、これらの訳語を用いる。

(2) その同法52条の“fishery products”を“products on board”と言い換えて言及がある箇所が多くあり（判決384項参照）、これに船内の軽油が含まれるかどうかが本件裁判で争われた。両語についてできるだけ整合的に訳すため、後者について「船内の産品」の訳語を当てることとする。「産品」なら「水産物」と「軽油」の両方を含みうると考えたためである。

(3) “catch”は、字義通りにいうなら「漁獲」の意味合いを持つ（海洋法条約61条1項ほかを参照）。ただ、上記(1)のギニアビサウ法52条の“fishery products”を用語を統一することなく言い換えて用いられることもあり、その場合は「水産物」と訳すべきことになる。ただ、条文の用語を言い換えたのかどうか判然としない箇所も少なくない。ここでは、52条の用語であるかどうかを問わず、一律「漁獲物」と訳した。

(4) バージニアG号内の軽油について、“cargo”の語が当てられる箇所も少なくない。ただ、この事件の文脈では、「軽油」は日本の船舶運送法上の「貨物」には含まれ

ないように思われる。本翻訳では、これを「積載物」と訳すこととした。なお、海洋法条約では、“cargo”は、「貨物」(24条1項(b))と「積荷」(221条2項)の訳語が用いられている。

(5) 以上より、本翻訳について、次のように訂正する。

- ・46項、66項、68項、69項(2カ所)、70項、72項、75項、148項：「製品」→「産品」
- ・64項：「船内の索具、装備及び製品」(its gear, equipment and products on board)→「漁具、設備及び船内の産品」
- ・75項：「索具、装置及び船内の製品」(its tackle, equipment and products found on board)→「漁具、設備及び船内の産品」
- ・76項：「索具、エンジン及び積載物」(its gear, engines and cargo)→「漁具、設備及び積載物」
- ・122項、125項、127項、135項、139項、144項、145項、158項、328項：「搭載物」→「積載物」
- ・249項：「船内の漁具、設備及び水産物」→「漁具、設備及び船内の水産物」
- ・293項：「船内の漁具、設備及び製品」→「漁具、設備及び船内の産品」

(6) その他、下記のように訂正する。

- ・31項：「許可証」→「許可書」
- ・54項(パナマ最終申立15項)：「抗弁書(84頁)」→「抗弁書450項(84頁)」
- ・54項(ギニアビサウ最終申立12項)、76～79項、139項：「積み降ろした」「積降し」「積み降ろされた」→「積み卸した」「積卸し」「積み卸された」
- ・83項：「その検査を受けた後」→「修理された後」
- ・122項：「すべての乗組員と船舶」→「すべての乗組員と船主」
- ・166項に付した注10の訳者注(本誌54巻2号105頁下から3行目)：「燃料補給会社」→「燃料供給会社」
- ・190項(ギニアビサウ法3条3項a)：「積替え」→「転載」

(2022年1月24日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(JSPS科研費19H00567)による成果の一部である。